



労働組合の団体交渉が医療の現場を変える！

JR 東京総合病院初！

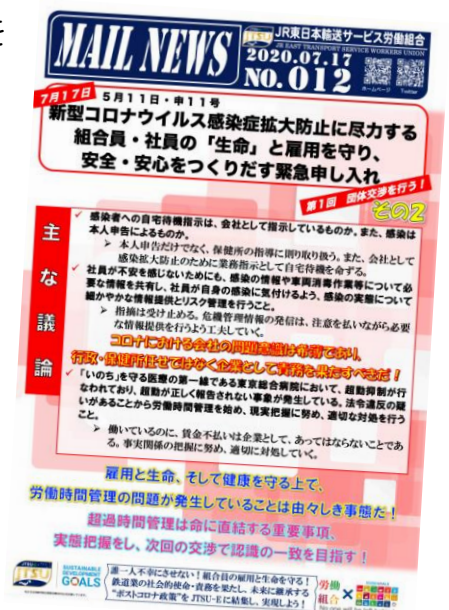


「超勤理由を本人が申告する」改善が図られる！

JTSU-E は、JR 東日本・グループ会社で働く組合員の命と健康を守るために「新型コロナウイルス感染症拡大防止に尽力する組合員・社員の生命と雇用を守り、安全・安心をつくりだす緊急申し入れ」を会社に提出し、現在精力的に団体交渉をおこなっています。

議論の中では特に、医療職場である「JR 東京総合病院」の現状について、感染症対策が不十分な中で奮闘する医療従事者の姿を会社に訴えるとともに、出退勤システムの打刻時間に乖離があること、部署毎に超過勤務に上限を設け、超えた部分の超勤が一部の管理者によって適正に処理されていない可能性があることを指摘し実態調査と改善を求めています。

(7月17日付「JTSU MAIL NEWS No.12」を参照) →



そのような中、JR 東京総合病院は「出勤時間から 1 時間前以前、退勤時間から 30 分を経過し打刻時間の乖離があった場合は、当該社員が管理簿に理由を明記する」という取り扱いへ変更する通達（10月1日施行）を出し「打刻時間が乖離した超過勤務の理由を本人が超勤管理簿に書く」という改善が図られることになりました。これは、病院発足以降初めてのことであり大きな成果であると言えます。

しかし、打刻時間の乖離内における業務指示や、管理者への超過勤務の申告のあり方などいまだ多くの課題があることも事実です。

新型コロナウイルス感染拡大がいまだ高止まりの中、現在も不眠不休で奮闘している医療従事者の労働時間管理は、医療従事者をはじめ医療の提供を受けるすべての人たちの命と健康に直結する問題であり、会社が責任を持って法律に基づき適正に行わなければなりません。

私たち JTSU は今回の改善を受けて、申告した超過勤務が適切に取り扱われているかを更に注視するとともに、JTSU-E や連帯する有識者の意見なども取り入れ、「エッセンシャルワーカー支援制度」の実現とともに、法律に基づいた医療現場の更なる労働時間の適正な管理、違法行為の根絶を目指します。